

# ぎょうせいてつづき さいがいじ 行政 手続や災害時における えんかくしゅわ りょう 遠隔手話サービスの利用について

市では、聴覚や音声・言語機能の障がいのため、意思疎通を図る際に手話等の手段が必要な市民の方への支援として、市設置通訳事業者（益田市障害者福祉センター「あゆみの里」手話通訳者）による遠隔手話サービスを実施しています。

令和5年12月1日からは、行政手続や災害時に、市設置通訳事業者が対応できない場合、ご自身のタブレット端末やスマートフォン等を利用して、外部委託業者による遠隔手話通訳を受けることができるようになりましたので、ご利用ください。



## サービス提供場所

市役所・益田駅前ビル EAGA・美都地域総務課・匹見地域総務課

※災害時は、避難所開設バッグに二次元コードと取扱説明書を常備することで、各避難所で遠隔手話通訳が利用できるようになります。

## サービス提供時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 利用できるサービス

(1) 遠隔手話通訳 (2) 音声言語の文字化 (3) タブレットによる筆談

## 利用料金

無料 ※接続に係る費用（通信料）は、利用者の負担となります。

## 利用方法

ご自身のスマートフォン等の端末で、窓口に設置してある二次元コードを読み込み、遠隔手話サービスを開始してください。

※ガイダンスに従って操作してください。



## 利用するときの注意



現在、遠隔手話サービスの外部事業者委託対応は、行政手続と災害時対応に限られています。このため、遠隔手話サービス外部委託事業者へ通信を接続した場合、利用用途の内容を確認することがあります。

このとき、利用目的が行政手続や災害時対応以外の場合は、対応をお断りすることがありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 ☎ FAX 31-8120